平成２８年（フ）第２６３号
滋賀県甲賀市水口町笹が丘１番地21―303号
債務者　臼井　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６８号
兵庫県加古川市野口町水足553番地の７、従前の住所兵庫県加古川市野口町水足221番地の30　野口団地３―301号
債務者　三輪　哲司
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９３号
兵庫県高砂市中島３丁目１―24、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町大野1068番地の３
債務者　江川　慎一
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４２２号
兵庫県加古川市平岡町新在家569番地の５ハーベスト東加古川106号
債務者　上甲　恭史
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４２３号
兵庫県加古川市加古川町友沢496番地の76
債務者　牧本　和之
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３４号
兵庫県高砂市米田町米田新352番地
債務者　さくらガールズ神戸三宮こと相席堂神戸三宮店こと　有元　光太
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４２号
兵庫県加古川市米田町船頭593番地の３、従前の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目93番地　冨永ビル203号
債務者　山本紗悠実（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４３号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番６―112号　エクセレント宝殿１号棟
債務者　阿部　眞澄（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３３号
鳥取県米子市富益町996番地３
債務者　堀江　光義
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２９９号
愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション403号
債務者　勝本かな子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３００号
愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション403号
債務者　勝本　真美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
福岡県柳川市三橋町江曲232番地１　アーバンドリーム205号
債務者　小宮　翔吾
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第６３８号
北九州市八幡東区昭和３丁目１番34―107号
債務者　柴田　哲生
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触486番地１新瀬戸団地Ｃ棟302号
債務者　山本真矢子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２８年（フ）第３４９号
熊本市南区御幸笛田７丁目４番67号　柴田ハイツ３
債務者　米村　博美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０４号
熊本市北区龍田陳内２丁目26番33号　セント・ビラ田中201号
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１７号
大分県別府市亀川浜田町12番16号
債務者　櫻澤　慎吾
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係